



2月16日(水)～3月15日(火)

# 所得税・住民税の確定申告

## STEP1 ▼ 対象者がどうか確認する

**1 所得税の確定申告が必要な方**  
(確定申告をすれば税金が還付される方を除く)

- ・令和3年中の給与収入金額が2千万円を超える方
- ・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
- ・令和3年中の各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方

※公的年金等の収入金額が4百万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。ただし所得税の還付を受ける場合は申告書の提出は必要です。公的年金

等以外に収入がある場合には、町・県民税の申告は必要です。

**2 町・県民税の申告が必要な方**

- 令和4年1月1日現在に豊山町内に住所があり、令和3年中に所得があった方は、町・県民税申告書を提出してください。ただし、次の方は、申告書を提出する必要はありません。
- ・所得税の確定申告をする方
- ・所得が給与所得以外になく、令和4年1月1日現在において給与の支払いを受けている方(各種所得控除を受ける方は申告が必要な場合があります。)
- ・所得が公的年金等に係る所得以外になく、令和4年1月1日現在において公的年金等の支払いを受けている方(各種所得控除を受ける方は申告が必要な場合があります。)

所得のなかった方は、申告の義務はありません。ただし、国民健康保険税の減額や福祉関係の判定および所得証明を必要とされる場合の資料となりますので、申告されることをおすすめします。

## STEP2 ▼ 必要な物を準備する

国税である所得税は、納税者自身が所得と税額を自分で正しく申告し納税する「申告納税制度」となっています。申告が必要な方は、3月15日(火)までに申告書を提出してください。なお、申告(相談)会場は、たいへん混み合いますので、郵送または電子申告(e-Tax)での提出をおすすめします。

- 次の物を準備してください。
- 給与や年金の源泉徴収票(原本)
- 事業所得(営業等または農業)、不動産所得がある方は収支内訳書(様式は役場などで配布しています。申告会場で提出される方は、必要事項を記載の上、持参してください。)
- その他の所得がある方は、その収支などがわかる書類(確定申告の手引や国税庁ホームページなどで確認して持参してください。)
- 各種控除を適用される方は控除を適用するために必要な書類(主な必要書類は次の表のとおりです。)

- 所得税の還付を受ける場合は還付金の振込先の分かるもの(申告者本人の口座に限ります。)
- 本人確認書類
- ① マイナンバーカードをお持ちの方  
… マイナンバーカードのみ
- ② マイナンバーカードをお持ちでない方… 次の2種類
- ・ 番号確認書類(通知カードかマイナンバーの記載のある住民票の写しのうちいずれか1つ)

- ・ 記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどのうちいずれか1つ)
- また、昨年の確定申告書の控えや利用者識別番号などの参考資料がある方は持参してください。

控除名	必要な書類など
社会保険料控除	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など ※国民年金保険料を2年前納された方で各年に分割して控除される方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除額内訳明細書」をご記入の上、併せて持参してください。
生命保険料控除	生命保険料支払証明書
地震保険料控除	地震保険料支払証明書
障害者控除	身体障害者手帳や療育手帳、障害者控除対象者認定書など
医療費控除	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書 ※平成29年分以後の医療費控除または医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれかの適用を受ける方は、領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書に添付しなければならないこととされました。 ※医療費等の合計金額をあらかじめ計算しておいてください。
寄附金控除	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証など